

6月の納税

市県民税・・・1期

忘れずに納めましょう
納税は便利な口座振替で

納期限 / 6月30日(金)

登米市の人口・世帯数
(令和5年4月末現在)

地区	世帯数	人口(人)			計(前月比)
		男	女	計(前月比)	
迫	7,672	9,433	9,899	19,332	(▲29)
登米	1,730	2,112	2,304	4,416	(▲1)
東和	2,228	2,754	2,818	5,572	(▲7)
中田	5,295	7,407	7,634	15,041	(▲24)
豊里	2,143	3,041	3,069	6,110	(▲8)
米山	2,804	4,127	4,200	8,327	(▲19)
石越	1,514	2,181	2,175	4,356	(▲15)
南方	2,715	3,926	4,094	8,020	(▲33)
津山	1,112	1,381	1,523	2,904	(▲14)
合計	27,213	36,362	37,716	74,078	(▲150)

※上記人口・世帯数には外国人住民も含まれています

市内の交通事故発生状況
(令和5年4月末現在) ※佐沼・登米警察署調べ

	R5	R4	増減数
人身事故発生件数	32件	27件	5件
死者数	0人	0人	0人
負傷者数	38人	31人	7人
物損事故発生件数	390件	409件	▲19件

※R5年1月からの延べ件数(前年同時期と比較)

警察署からのお知らせ

5月22日は飲酒運転根絶の日です。飲酒運転は悲惨な交通事故に直結する重大な犯罪です。地域ぐるみで飲酒運転を許さない社会づくりをしましょう。

4月の災害件数

	火災	救急	救助
令和5年累計	11件 (31件)	267件 (1243件)	4件 (14件)
前年同月	5件	280件	5件

※これから蒸し暑い日が多くなります。熱中症は予防が大切です。喉が渇いていなくても、小まめに水分補給を行いましょう。

ハローワークはさま発行求人情報

ハローワークはさまで発行している求人情報を掲載掲載日は祝日を除く毎週火曜日の午後3時まで

万が一のために 市民活動総合補償制度

市は、市民活動総合補償制度を設けています。これは、市民活動団体や自治会、市が関与しない市民活動をしている人などが、無報酬での公益的な活動中にけがをしたり、誤って第三者を負傷させたりした場合などの不慮の事故を救済する制度です。保険料は市が負担し、保険会社と契約します。皆さんが加入の手続きをする必要はありません。

【補償対象者】市内を拠点として継続的、自発的な市民活動により、公益的なサービスを提供している個人や団体

【申請方法】事故発生から30日以内に、最寄りの総合支所市民課または市民協働課へ、事故報告書に概要がわかる資料を添えて申請してください

※補償内容などは市公式ホームページを確認ください

【問い合わせ】まちづくり推進部市民協働課(地域づくり推進係)

☎ 0220(22)2173

「アラートの緊急情報 伝達試験を実施します」

全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られる武力攻撃などの緊急情報を確実に皆さんに伝えるため、コミュニティFM放送と市メール配信サービスで情報伝達試験を実施します。緊急告知ラジオの放送は、音量つまみの設定にかかわらず最大音量で放送されます。放送中は音量調整ができません。なお、災害発生などにより中止する場合があります。

【日時】6月7日(水)午前11時

【問い合わせ】総務部防災危機対策室(危機対策係)

☎ 0220(23)7393

インボイス制度説明会・登録要否相談会

佐沼税務署では、事業者を対象に消費税のインボイス制度説明会および登録要否相談会を開催します。登録要否相談会は、インボイス制度説明

生活や仕事などの悩み相談に応じます

生活や仕事の悩み、心配事などの相談に、専門知識を持つ支援員が応じます。相談は無料で秘密は守られます。

【日時】①6月13日(火)②6月27日(火) / 午前10時～午後4時

【相談窓口】市消費生活相談窓口(南方庁舎2階)

消費生活に関する相談を受け付けます

消費生活相談窓口は、消費者と事業者との間に発生した商品やサービスの契約に関するトラブルなどの相談を受け、解決に向けた助言やあっせんをしています。相談は無料で、専門の相談員が電話か対面での相談に応じます。一人で悩まず相談ください。

【相談窓口】市消費生活相談窓口(南方庁舎2階)

「会場」迫公民館・豊里公民館・石越総合支所

【相談・問い合わせ】仙台法務局登米支局(総務係)

☎ 0220(52)2070

▼みんなの権利110番 ☎ 0570(003)110

「問い合わせ」登米合同庁舎内県民サービスセンター

☎ 0220(22)6111

「場所」①豊里公民館②石森ふれあいセンター

【問い合わせ】そ・えーる登米

☎ 0220(23)8610

FAX 0220(23)8665

「日時」6月23日(金)午後1時～3時50分

【場所】迫にぎわいセンター

【担当】及川毅(弁護士)

【相談申し込み】

☎ 0220(58)2117

※電話で予約してください

【相談料】無料

【問い合わせ】市民生活部市民生活課(市民総務係)

「日時」6月27日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあっせんではありませんのでご注意ください

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)

☎ 0220(58)5552

FAX 0220(58)2375

「問い合わせ」まちづくり推進部市民協働課(地域づくり推進係)

☎ 0220(22)2173

「問い合わせ」登米合同庁舎内県民サービスセンター

☎ 0220(22)6111

「日時」6月15日(木)②20日(火) / 午後2時～4時

【場所】佐沼税務署(1階会議室)

【対象者】①主に消費税の課税事業者②主に消費税の免税事業者

【定員】各10人(先着順)

※開催日の1週間前までに申し込みください。定員になり次第、受付を終了します

【申し込み・問い合わせ】佐沼税務署

☎ 0220(22)2501

「日時」6月27日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあっせんではありませんのでご注意ください

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)

☎ 0220(58)5552

FAX 0220(58)2375

「日時」6月27日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあっせんではありませんのでご注意ください

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)

☎ 0220(58)5552

FAX 0220(58)2375

「日時」6月1日(木)午前10時～午後3時

【会場】迫公民館・豊里公民館・石越総合支所

【相談・問い合わせ】仙台法務局登米支局(総務係)

☎ 0220(52)2070

▼みんなの権利110番 ☎ 0570(003)110

「日時」6月13日(火)②6月27日(火) / 午前10時～午後4時

【相談窓口】市消費生活相談窓口(南方庁舎2階)

「日時」6月23日(金)午後1時～3時50分

【場所】迫にぎわいセンター

【担当】及川毅(弁護士)

【相談申し込み】

☎ 0220(58)2117

※電話で予約してください

【相談料】無料

【問い合わせ】市民生活部市民生活課(市民総務係)

「日時」6月27日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあっせんではありませんのでご注意ください

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)

☎ 0220(58)5552

FAX 0220(58)2375

「日時」6月27日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあっせんではありませんのでご注意ください

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)

☎ 0220(58)5552

FAX 0220(58)2375

「日時」6月15日(木)②20日(火) / 午後2時～4時

【場所】佐沼税務署(1階会議室)

【対象者】①主に消費税の課税事業者②主に消費税の免税事業者

【定員】各10人(先着順)

※開催日の1週間前までに申し込みください。定員になり次第、受付を終了します

【申し込み・問い合わせ】佐沼税務署

☎ 0220(22)2501

「日時」6月23日(金)午後1時～3時50分

【場所】迫にぎわいセンター

【担当】及川毅(弁護士)

【相談申し込み】

☎ 0220(58)2117

※電話で予約してください

【相談料】無料

【問い合わせ】市民生活部市民生活課(市民総務係)

「日時」6月27日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあっせんではありませんのでご注意ください

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)

☎ 0220(58)5552

FAX 0220(58)2375

「日時」6月27日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあっせんではありませんのでご注意ください

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)

☎ 0220(58)5552

FAX 0220(58)2375

「日時」6月27日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあっせんではありませんのでご注意ください

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)

☎ 0220(58)5552

FAX 0220(58)2375

「日時」6月15日(木)②20日(火) / 午後2時～4時

【場所】佐沼税務署(1階会議室)

【対象者】①主に消費税の課税事業者②主に消費税の免税事業者

【定員】各10人(先着順)

※開催日の1週間前までに申し込みください。定員になり次第、受付を終了します

【申し込み・問い合わせ】佐沼税務署

☎ 0220(22)2501

「日時」6月23日(金)午後1時～3時50分

【場所】迫にぎわいセンター

【担当】及川毅(弁護士)

【相談申し込み】

☎ 0220(58)2117

※電話で予約してください

【相談料】無料

【問い合わせ】市民生活部市民生活課(市民総務係)

「日時」6月27日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあっせんではありませんのでご注意ください

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)

☎ 0220(58)5552

FAX 0220(58)2375

「日時」6月27日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあっせんではありませんのでご注意ください

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)

☎ 0220(58)5552

FAX 0220(58)2375

「日時」6月27日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあっせんではありませんのでご注意ください

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)

☎ 0220(58)5552

FAX 0220(58)2375

「日時」6月15日(木)②20日(火) / 午後2時～4時

【場所】佐沼税務署(1階会議室)

【対象者】①主に消費税の課税事業者②主に消費税の免税事業者

【定員】各10人(先着順)

※開催日の1週間前までに申し込みください。定員になり次第、受付を終了します

【申し込み・問い合わせ】佐沼税務署

☎ 0220(22)2501

「日時」6月23日(金)午後1時～3時50分

【場所】迫にぎわいセンター

【担当】及川毅(弁護士)

【相談申し込み】

☎ 0220(58)2117

※電話で予約してください

【相談料】無料

【問い合わせ】市民生活部市民生活課(市民総務係)

「日時」6月27日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあっせんではありませんのでご注意ください

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)

☎ 0220(58)5552

FAX 0220(58)2375

「日時」6月27日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあっせんではありませんのでご注意ください

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)

☎ 0220(58)5552

FAX 0220(58)2375

「日時」6月27日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあっせんではありませんのでご注意ください

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)

☎ 0220(58)5552

FAX 0220(58)2375



し尿収集運搬処分手数料を改定します

し尿処理経費に対する手数料収入の割合は年々低下しており、現在では50%程度まで減少しています。このため、将来にわたって安定したし尿処理サービスの提供を図るため、10月1日から「し尿収集運搬処分手数料(くみ取り手数料)」を、次のとおり改定します。

■改定内容

区分	収集期間	手数料(10%あたり)(※2)
現行	令和5年9月30日まで	67円
激変緩和措置期間(※1)	令和5年10月1日～令和6年9月30日	96円(29円増)
改定後	令和6年10月1日以降	125円(58円増)

(※1) 急激な負担の緩和のため、令和5年10月1日からの1年間は差額を半分とします

(※2) 1回当たりの収集量が100ℓ未満の場合、100ℓの金額になります

【問い合わせ】環境事業所衛生センター(管理係)

☎ 0220(58)2064

相談

特設人権相談所を開設します

6月1日は「人権擁護委員の日」です。人権擁護委員は、さまざまな人権侵害など、皆さんの問題解決の手伝いをしています。

登米人権擁護委員協議会では、人権擁護委員の日に合わせて、特設人権相談所を開設します。パワハラやいじめ、虐

障がい者の自立に向けて「つ」と相談を開設

障がい者が自立した社会生活を営むことができるよう支援事業を実施しています。

【日時】6月27日(火)①午前9時30分②午前11時③午後1時30分④午後3時

【場所】県東部保健福祉事務所登米地域事務所

※職業のあっせんではありませんのでご注意ください

【申し込み・問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)

☎ 0220(58)5552

FAX 0220(58)2375